

# かしわ



## No. 11 平成28年11月18日 どじょう池の紅葉

### 「合理的配慮」と 「こどものための きこえとことばの相談会」

校長 北村 耕一

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行されました。マスコミ等で取り上げられ、保護者、学校、教育関係者の方には周知のことだと思えます。

本校は聴覚に障がいをもつ子どもの通う特別支援学校です。従って、ハード面である校舎から配慮された設計がなされています。各教室、体育館の床(故障中のため補聴援助システムを使用)、グラウンドにはループシステムが有り、FM・ロジャシステムと合わせ補聴器や人工内耳に音声が届くようになっています。

しかし、今から41年前の昭和50年に建てられた校舎です。技術が発達した現在の機器と同じ便利さがないことは、否めません。横須賀市教育委員会と相談させていただきながら、今後も学校生活が有意義なものになるように、更なる配慮を検討していきたいと考えています。

また、ソフト面では、学習指導要領に基づき、子ども個々に応じたコミュニケーション手段を講じて授業を行っています。教科指導の内容については「準じた」教育が求められますので、小中学校、高等学校と同じ教科指導力+コミュニケーション手段力(聴覚口話・手話・指文字・サイン等)を用いて配慮をしています。

全国的にインクルーシブ教育システムの構築が求められ、小中学校、高等学校で多くの難聴児童生徒が学んでいます。本校にも「ことばやきこえの教室」という通級形式の教室があり、小中学校から子どもが通ってきています。

前述した「障害者差別解消法」に基づき、公立の小中

学校、高等学校には、保護者・児童生徒との建設的対話による合意形成のうえで「合理的配慮」がなされることが記されています。詳細については、文部科学省のHPをご覧ください。ここでは例として、難聴児に対する合理的配慮の一部を紹介します。

- ・聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。(分かりやすい板書、教科書の音読箇所的位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用等)
- ・聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。(座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策[使用済みテニスボールの利用等]、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用等)今年度、既に4月から、それぞれの子どもや物理的状況に応じて、この「合理的配慮」に取り組まれている学校があります。本校も聴覚障害教育の特別支援学校として教育相談を受け、指導助言・支援を行っています。

裏面には、今年度の「こどものためのきこえとことばの相談会」開催ポスターを掲載しました。地域の0歳児から小中学校、高等学校の子どもの「きこえとことばに関する相談」受けます。予約をしていただき、多くの方に利用していただきたいと考えています。

また、難聴児童生徒の保護者の皆様、子どもの在籍する学校の教職員の皆様や難聴児に関わる方を対象とした講演会も開催いたします。軽・中等度難聴児の指導・支援について、国立特別支援教育総合研究所の原田公人先生に話していただきます。子どもの日常の指導、授業における支援等に関するお話が聞けると思えます。日曜日ですが、お誘い合わせのうえ、是非、ご参加ください。

